

働く者の立場から見た 今後の税制改革のあり方

2006年7月11日
税制調査会委員 高木 剛

はじめに

税制改革を通じて、どのような社会をめざすのか？

- ◇ 雇用と老後の不安を取り除き、くらしの安心を保障できる社会
- ◇ 働くことの意義と価値が尊重される社会
- ◇ 安心して子どもを産み、育て、子どもが健やか・のびやかに育つ社会



上記の視点に立ち、税制全体からの検討が重要

現状認識

◆ 格差の拡大

雇用の不安定化と、高額所得者・富裕層の優遇

◆ 税制が持つべき所得再分配機能の衰え

累次の所得税最高税率、法人税率、相続税率の引き下げ

◆ 依然として残る税制の不公平

所得捕捉格差、資産所得捕捉の不備、「益税」問題など

◆ 少子高齢・人口減少社会における社会保障財源の確保

「制度不信→空洞化→負担増・給付削減」の悪循環を断ち切る必要

◆ 無駄な歳出

厳格な見直しが不可欠

今後の税制改革にあたっての視点

- ◇ 「公平・中立・簡素」、なかでも「公平」の視点が重要
- ◇ 「勤労に重く、資産に軽い」税制を改め、所得・資産再分配機能の再構築
- ◇ 納税者権利の確立
- ◇ 社会保障財源は税制全体で検討、税と保険料の役割分担
- ◇ 地方の主体性を高める地方財政基盤の強化

今後の税制改革に向けた提言

【所得税】

「勤労に重く、資産に軽い税制」の見直し、所得再分配機能の強化

- ▶ 最高税率の引き上げ(「恒久的減税」前に戻す)
- ▶ 金融所得に対する優遇見直し・累進課税、中期的には総合課税化
- ▶ 給与所得控除の縮小は容認できない
- ▶ 各種控除の見直しは税負担中立、公平性確保を原則とすべき
 - ・ 所得控除の原則税額控除化
 - ・ 子育て支援は税制より手当給付で
→義務教育前の子に対する扶養手当は、児童手当拡充に振替
 - ・ 夫婦の就労選択に中立な税制の確立
- ▶ 給与所得者の申告納税選択制導入

【消費税】

制度の透明性確保、「益税」「逆進性」のさらなる見直し

- ▶ インボイス方式
- ▶ 低所得層への配慮(軽減税率の導入等)
- ▶ 年金目的税をめぐる論議

【相続税】

- ▶ 資産再分配機能の強化(最高税率の引き上げ等)

【法人税】

- ▶ 法人税負担はこれ以上引き下げない
- ▶ 租税特別措置等の不断な見直し
- ▶ 新たな社団・財団に関する税制は、公益活動を促進する観点から設計、NPO・公益活動に対する寄付金制度を拡充



【地方税】

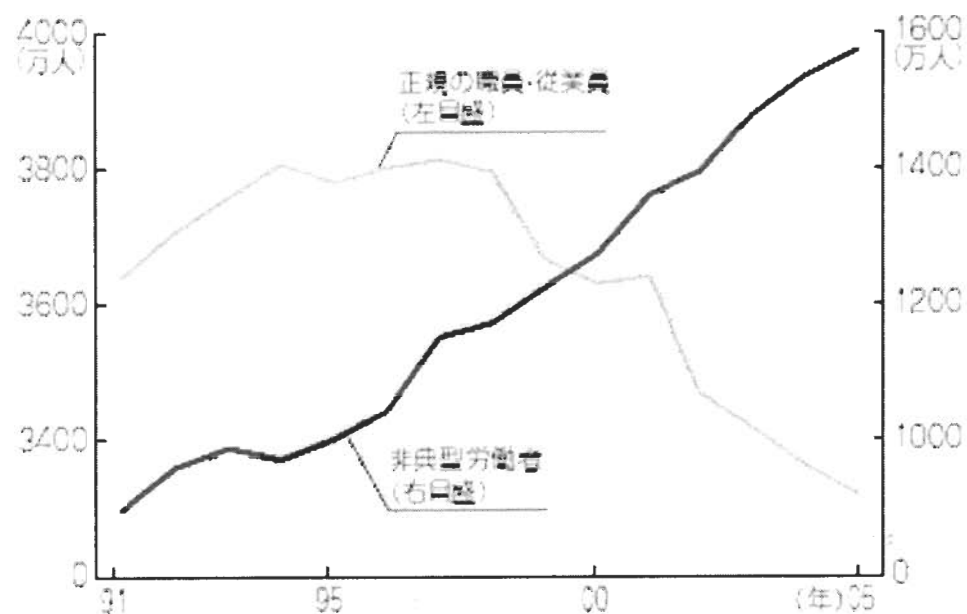
- ▶ 法人の税負担は維持
- ▶ 寄付金制度の拡充

【納税環境】

- ▶ 納税者番号制度の早期導入
- ▶ 納税執行体制の強化、効率化

以 上

参考資料1 役員を除く雇用者数と非典型労働者数の推移

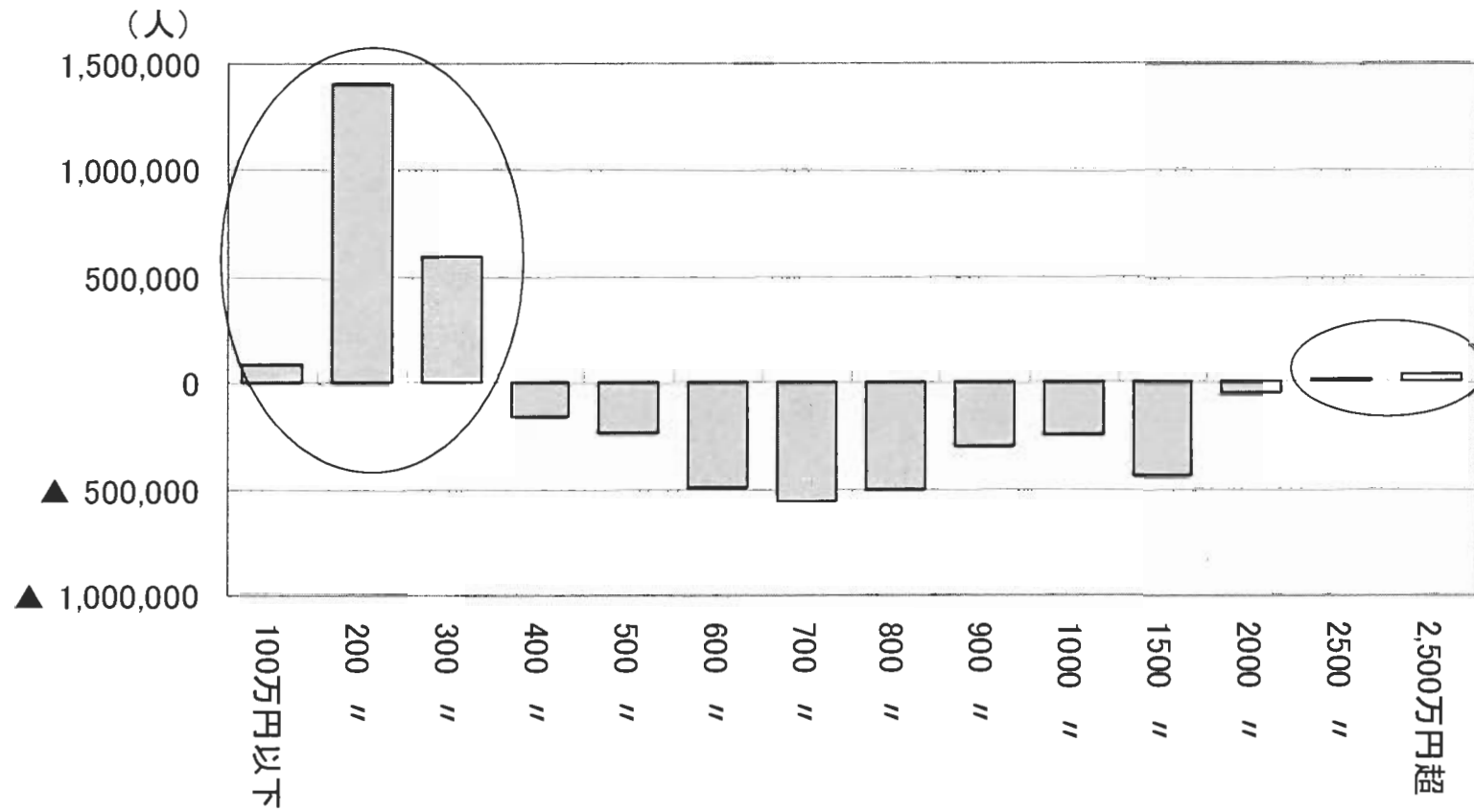


■出所：2001年までは「労働力調査特別調査」(2月)、2002年からは「労働力調査(詳細結果)」(1～3月平均)

〈非典型労働者の内訳〉

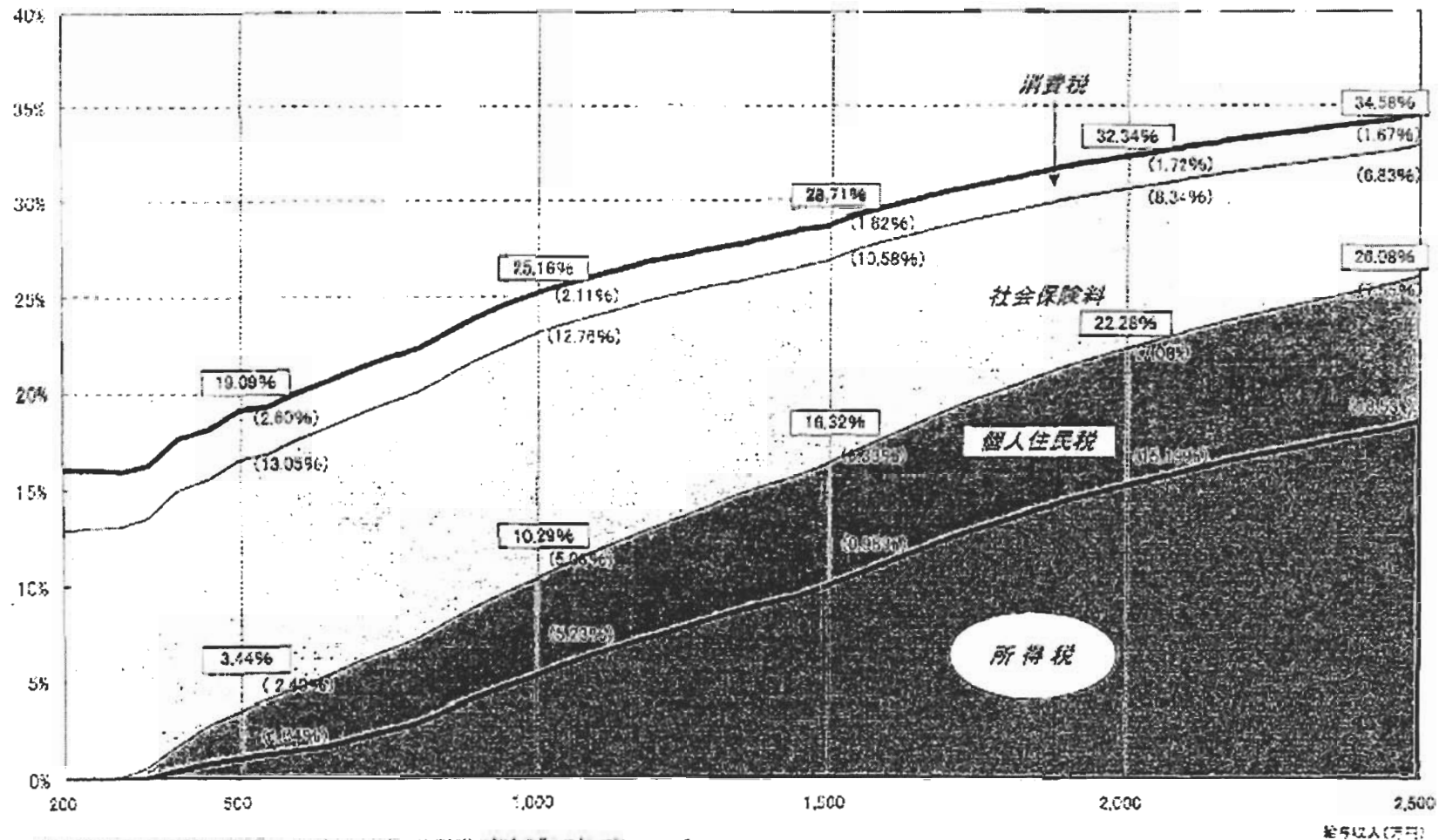
就業形態	2005年
パート・アルバイト	1,084万人
うちパート	749万人
うちアルバイト	334万人
労働者派遣事業所の派遣社員	95万人
契約社員・嘱託	276万人
その他	122万人

参考資料2 給与所得者数の比較(1997年と2004年)



出所: 国税庁民間給与実態調査より作成

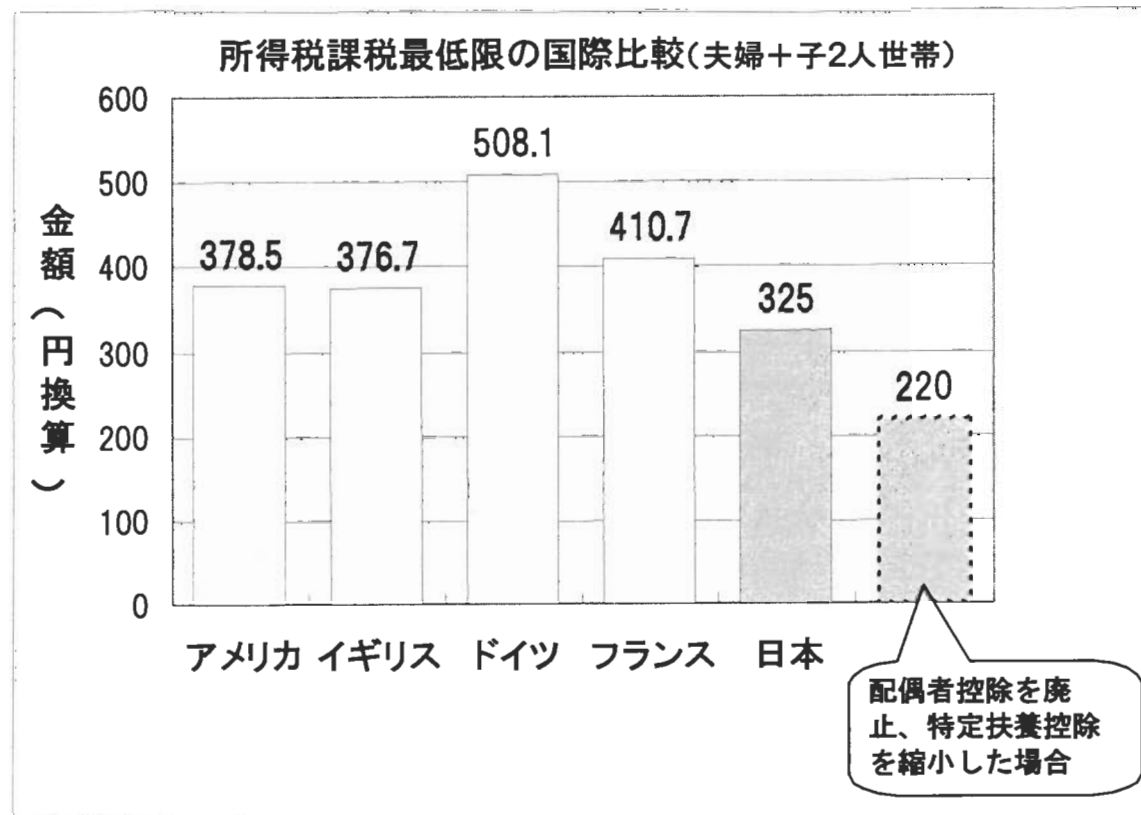
参考資料3 個人所得課税、社会保険料、消費税を含めた実効負担率



(注1) 夫婦子2人の民間給与所得者で、子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 (注2) 個人所得課税(所得税・個人住民税)は、税制移行(15年(度)から実施)後の実効負担率である。
 (注3) 社会保険料については、政府健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険について試算している。また、ボーナスを給与4ヶ月分(年2回支給)として設定している。
 (注4) 消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入-個人所得課税-社会保険料)に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合(平成12~17年平均、標準(夫婦子2人)世帯)をかけ、課税対象消費支出を算出し、消費税率をかけて試算したものである。

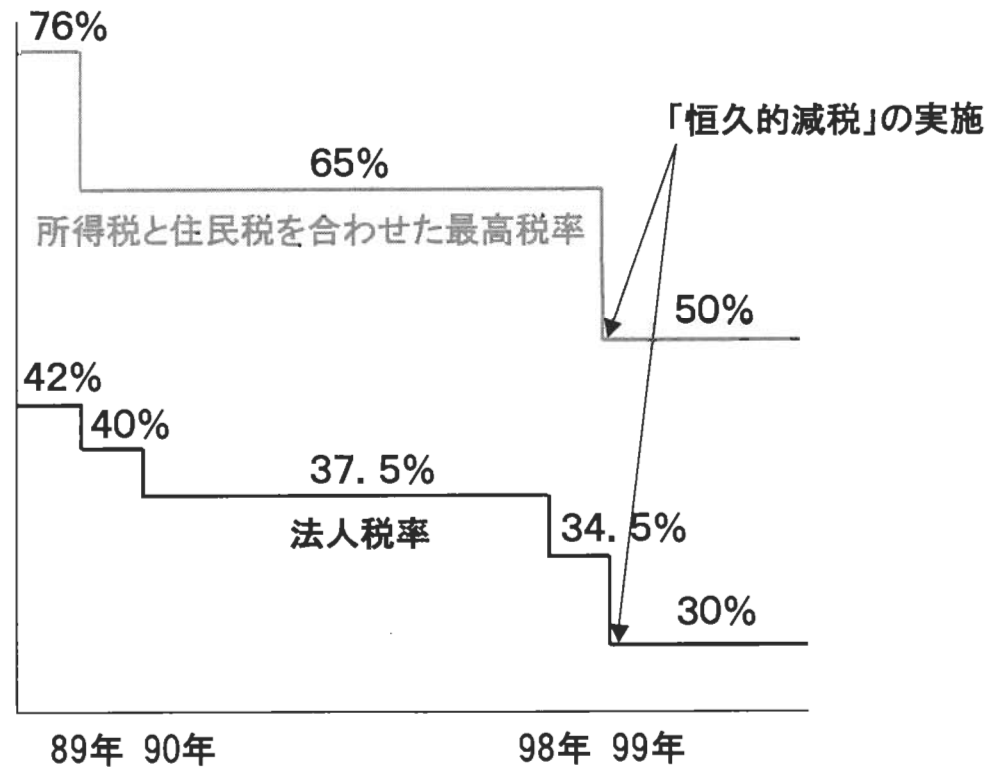
出所: 政府税調資料

参考資料4 「課税最低限」の国際比較(所得税)



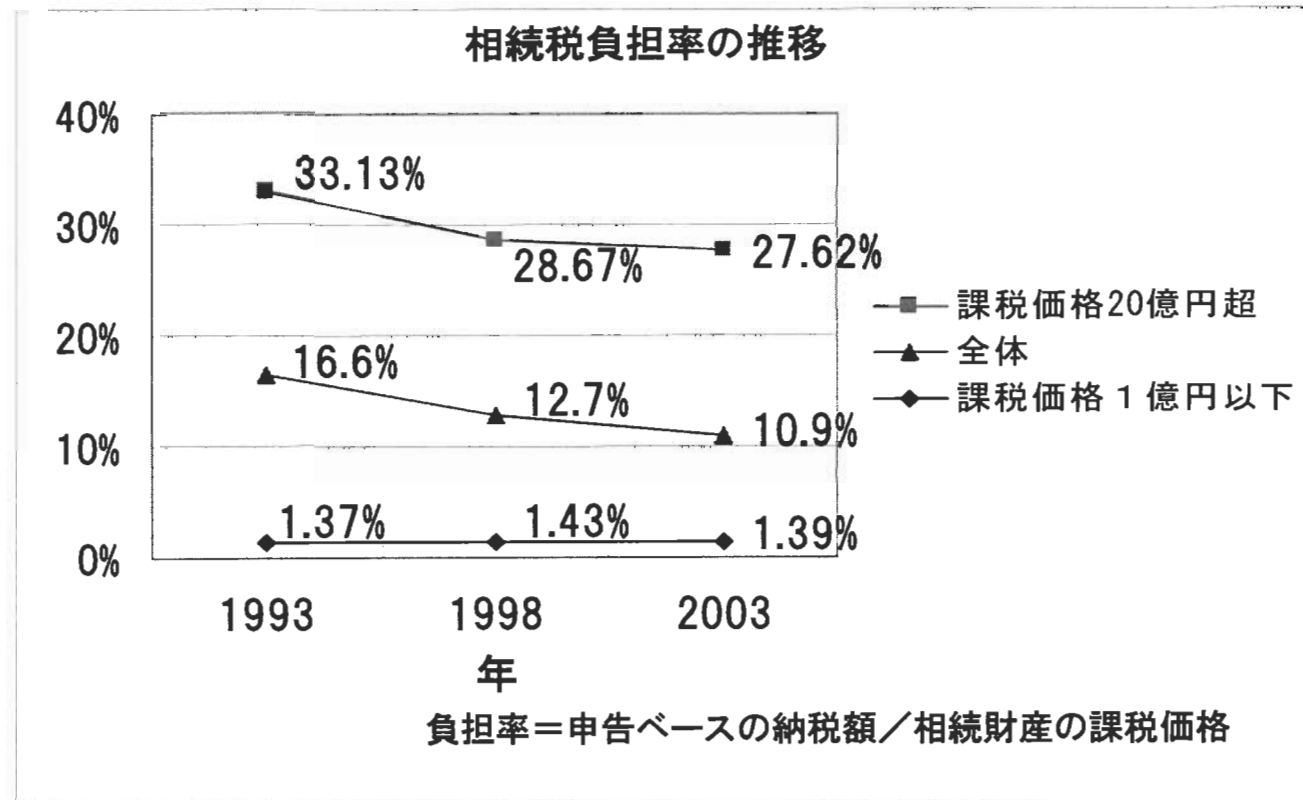
出所:財務省資料より作成

参考資料5 所得税最高税率・法人税率の推移



出所：財務省資料より作成

参考資料6 相続税負担率の推移



出所：国税庁統計年報書より作成